



厚生労働省福島労働局発表

平成27年12月17日

(14:00解禁)

担当

福島労働局雇用均等室

室長 鈴木 千賀子

地方育児・介護休業指導官 篠宮 早智子

TEL 024-536-4609

東北で唯一

「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」

を受賞

○平成27年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」

雇用均等・児童家庭局長奨励賞

株式会社東邦銀行 (福島市)

厚生労働省では、今年度から「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を新設し、今般全国で19社の受賞が決定しました。(別添資料1参照)

本県からは株式会社東邦銀行(取締役頭取 北村清士)が東北で唯一の受賞企業となりました。

表彰式は下記シンポジウムの中で執り行われます。(別添資料2)

●パートタイム労働者活躍推進企業表彰・表彰式

名称：パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム

期日：平成28年1月20日(水) 14:00~17:00

場所：新宿明治安田生命ホール

(東京都新宿区1丁目9-1 明治安田生命新宿ビルB1F)

※パートタイム労働者活躍推進企業表彰については別添資料3をご覧ください。

※表彰された企業の取組内容については、(株)東邦銀行 パートナー支援室担当(電話 024-523-3137)にお問合せください。

【添付資料】資料1 平成27年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」受賞企業を決定しました
資料2 パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム(案内ちらし)
資料3 パートタイム労働者の活躍を推進している企業を表彰します!(ちらし)

報道関係者 各位

平成27年12月17日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課

課長 宿里 明弘

均衡待遇推進室長 樋野 浩平

室長補佐 鈴木 里美

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7869)

(直通電話) 03(3595)3273

平成27年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」受賞企業を決定しました

～1月20日開催の「パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム」で表彰～

厚生労働省では、今年度から「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を新設し、このほど、第1回目の受賞企業19社が決定しましたので、お知らせします。最優良賞は、株式会社イトーヨーカ堂（東京都千代田区）と特定非営利活動法人ハートフル（群馬県高崎市）の2社に決定しました。

パートタイム労働者の働きや貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇を推進し、パートタイム労働者がいきいきと働くことができる職場環境を整備するためには、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取組が重要です。

そこで厚生労働省では、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を創設しました。この表彰制度は、他の模範となる、パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業などを表彰し周知することで、企業の取組を促進することを目的としています。

第1回となる今回は、最優良賞2社、優良賞4社、奨励賞13社を選定しました。
(次ページ1参照)

「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の表彰式は、平成28年1月20日（水）に開催する「パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム」の中で行います。シンポジウムでは、表彰式のほか、受賞企業の取組事例の紹介や受賞企業を交えてのパネルディスカッションも行います。（次ページ2参照）

表彰の内容、受賞企業の取組の概要、シンポジウムの概要については別添資料をご参照ください。

《添付資料》

- 別添1 パートタイム労働者活躍推進企業表彰の概要
- 別添2 平成27年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰受賞企業一覧表
- 別添3 受賞企業のパートタイム労働者の活躍推進のための取組概要
- 別添4 パートタイム労働者が活躍できる職場作りシンポジウムのご案内（リーフレット）
- 別添5 パートタイム労働者活躍推進企業表彰実施要領
- 別添6 パートタイム労働者活躍推進企業表彰基準
- 別添7 平成27年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰応募要領
- 別添8 平成27年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰審査委員会委員名簿

1. 平成27年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」受賞企業

- (1) 最優良賞（厚生労働大臣賞） 2社
- ・株式会社イトーヨーカ堂（東京都千代田区）
 - ・特定非営利活動法人ハートフル（群馬県高崎市）
- (2) 優良賞（雇用均等・児童家庭局長優良賞） 4社
- ・株式会社イズミ（広島県広島市）
 - ・有限会社COCO-LO（群馬県桐生市）
 - ・株式会社古田土経営（東京都江戸川区）
 - ・三井住友海上火災保険株式会社（東京都千代田区）
- (3) 奨励賞（雇用均等・児童家庭局長奨励賞） 13社
- ・有限会社伊豆介護センター（静岡県伊東市）
 - ・エイベックス株式会社（愛知県名古屋市）
 - ・株式会社エー・ピーカンパニー（東京都港区）
 - ・株式会社大阪屋ショップ（富山県富山市）
 - ・株式会社鴻仁（岡山県岡山市）
 - ・株式会社山陽マルナカ（岡山県岡山市）
 - ・株式会社ダブリュ・アイ・システム（東京都豊島区）
 - ・千葉信用金庫（千葉県千葉市）
 - ・株式会社トーカイ（香川県高松市）
 - ・株式会社東邦銀行（福島県福島市）
 - ・株式会社仁科百貨店（岡山県倉敷市）
 - ・はるやま商事株式会社（岡山県岡山市）
 - ・万協製薬株式会社（三重県多気郡多気町）

(※50音順)

2. 「パートタイム労働者が活躍できる職場作りシンポジウム」の概要

- (1) 日時 平成28年1月20日(水) 14:00～17:00 (開場13:30)
- (2) 場所 新宿明治安田生命ホール
(東京都新宿区1丁目9-1 明治安田生命新宿ビルB1F)
- (3) 内容 ○平成27年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」表彰式
○受賞企業の取組事例ビデオ紹介
○パネルディスカッション
「パートタイム労働者が活躍できる職場づくり」
ファシリテーター：表彰審査委員会座長 佐藤博樹氏
(中央大学大学院 戦略経営研究科 教授)
- (4) 対象 企業の人事労務担当者・経営者の方々、一般の方々
- (5) 定員 200名(事前申込制・参加無料・お申し込み多数の場合は先着順)
- (6) お申し込み方法
○氏名、所属、連絡先をご記入の上、下記のいずれかの方法でお申し込みください。
[WEB] パート労働ポータルサイト <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>
[FAX] 03(5281)5443(表彰事務局：みずほ情報総研株式会社)
*申込様式は別添4のリーフレットをご利用ください。
○申込期限 平成28年1月18日(月)

地域でがんばる
企業の応募を
待っています!

平成27年度 パートタイム労働者活躍推進企業表彰

パートタイム労働者の活躍を 推進している企業を表彰します!

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信していくことにしました。



最優良賞

厚生労働大臣賞

パートタイム労働者の活躍推進のために、特に他の模範となる取組を推進し、その成果が顕著である事業所(企業)

優良賞

雇用均等・児童家庭局長 優良賞

パートタイム労働者の活躍推進のために、他の模範となる取組を推進し、その成果が認められる事業所(企業)

奨励賞

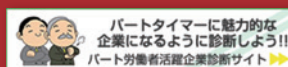
雇用均等・児童家庭局長 奨励賞

パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいると認められる事業所(企業)

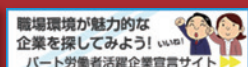
まずは「パート労働者活躍企業診断・宣言」から!

「パート労働者活躍企業診断サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan/>)は、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けて自社の現状と課題を自主点検できるサイトです。診断サイトで、パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の自社診断をした上で、「パート労働者活躍企業宣言サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/sengen/>)で、自社で行っているパートタイム労働者の活躍推進の取組や、今後の目標を発信(宣言)してみましよう!

診断と宣言をして応募しましょう!



パートタイマーに魅力的な
企業になるように診断しよう!!
パート労働者活躍企業診断サイト



職場環境が魅力的な
企業を探してみよう!!
パート労働者活躍企業宣言サイト

(詳しくは裏面へ→)

募集の概要

1. 応募対象

パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる事業所(企業)。
(必ずしも全社的な取組でなくても、一事業所としての応募も可能です。)

2. 応募資格

- (1) 応募時点において、パートタイム労働法の義務規定違反がないこと。
- (2) 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がなく、かつ、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (3) 表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること。

3. 表彰基準

- (1) パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の診断結果が、雇用する全てのタイプのパートタイム労働者に係る取組において、総得点率50%以上であること。
- (2) パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること。
※なお、「パート労働者活躍企業宣言サイト」への宣言については平成27年11月末までに実施する見込みがあれば、応募時点で宣言していなくても応募することが可能です。
- (3) パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組(法定を上回る自主的な取組)を行い、かつ、実績または成果が認められること。

4. 応募方法

パート労働ポータルサイト内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award>)より、応募用紙(電子ファイル(EXCEL))をダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送により応募してください。*

※応募の際には、応募用紙の他にも提出資料があります。応募用紙は郵送のほか、E-mailによる提出も必要となります。応募にあたっては、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」掲載の表彰実施要領・表彰基準・応募要領を必ずご参照ください。

応募締切:平成27年8月4日(火曜日)17時(必着)

審査について

審査は、有識者からなる審査委員会(非公開)において、厳正かつ公正に行います。

【審査の流れ】



お問い合わせ先

【事務局】みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部(担当:山岡・田中・砂川・宮田)

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: part-selection@mizuho-ir.co.jp

TEL: **03-5281-5276**(平日10時~17時30分) FAX: **03-5281-5443**(24時間受付)